

○ 再被害防止のための刑事施設等との連携及び再被害防止対象者への関連情報の教示  
について（通達）

（平成28年8月3日岡刑企第346号／岡県庁第212号／岡生企第570号／岡交企第379号／岡  
公第112号警察本部長例規）

（概要）

「岡山県警察再被害防止要綱」（平成13年11月2日岡山県警察訓令第32号）によ  
り別に定めることとしている事項を定めたもの。

主な項目の概要は、

- 1 刑事施設等との連携
- 2 再被害防止対象者への関連情報の教示  
等である。